

## 子育て・介護支援のための制度一覧

会計年度任用職員はフルタイム、パートタイムにかかわらず取扱いは同じですが、下記のとおり各制度ごとに適用となる要件が異なります。

令和2年10月1日時点

No.	制度名	概 要 【 】は会計年度任用職員の場合に、下線部へ適用	正規職員		会計年度任用職員	
			女性取得	男性取得	女性取得	男性取得
1	産前産後休暇	産前8週間（多胎児の場合14週）以内、出産翌日から8週間まで	有給		無給	
2	通勤緩和休暇	妊娠中の職員の通勤時、正規の勤務時間の初めまたは終わりにつき1日を通じ1時間を超えない範囲	有給		無給	
3	妊婦健診休暇	妊娠中に母子保健法に規定する保健指導または健診を受ける場合 ①妊娠23週まで 4週間に1回 ②妊娠24週から35週まで 2週間に1回 ③妊娠35週から出産まで 1週間に1回	有給		無給	
4	妊娠障がい休暇	妊娠の期間を通じて5日以内（つわり等）	有給		無給	
5	出産補助休暇	配偶者の出産において、2日（出産の前後2週間）半日単位可		有給		
6	授乳時間休暇	生後1歳に達していない子を保育する場合 1日2回 1回60分 【1回を通じて1時間を超えない範囲】	有給		有給	
7	子の看護休暇	・中学校就学の始期に達するまでの子の看護（予防接種・健康診断含む） ・1年間に5日以内（子が2人以上の場合10日以内） ・6か月以上の継続勤務があること ※2	有給	有給	無給	無給
8	部分休業	・1日の勤務時間の一部について、育児のために勤務しないことを認める制度 ・正規の勤務時間の始めまたは終わりに1日2時間以内 ・小学校就学前の子を養育している職員 〈給与：部分休業で勤務していない時間は減額して支給する〉	無給	無給	無給※1	無給※1
9	育児休業	子が3歳に達するまでの期間 【1歳6ヶ月】 ※2	無給	無給	無給	無給
10	育児参加休暇	・配偶者が出産する前後8週間において当該出産に係る子または小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、養育のため勤務しないことが相当であると認められた場合（→ R4.10.1～ 出産の日以後1年を経過する日までに拡大） ・当該期間内における5日の範囲の期間	有給	有給		
11	短期介護休暇	・要介護者の介護その他の世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められるとき ・1年間に5日以内（要介護者が2人以上の場合10日以内） ・6か月以上の継続勤務があること ※2	有給	有給	無給	無給
12	介護休暇	・要介護者の介護を行うため勤務しないことが相当である場合の無給休暇 ※2 ・1日単位により取得可能 ・通算6箇月までの3回以下の期間（指定期間）内 【通算して93日を超えない範囲】 ・1年以上の任用期間	無給	無給	無給	無給
13	介護時間	・要介護者の介護を行うため勤務しないことが相当である場合の無給休暇 ※2 ・時間単位※3 により取得可能 ・承認の日から連続する3年の期間内 【任用期間内】 ・1年以上の任用期間	無給	無給	無給	無給

会計年度任用職員のうち、勤務日が3日以上とされている職員又は、週以外の勤務によって勤務日が定められている職員で1年間の勤務日が121日以上ある職員であって、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である職員。

※2 週当たり勤務日数3日以上又は年間勤務日数121日以上、会計年度任用職員は任用期間内に限る。

※3 1日につき2時間まで（1日に定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）を超えない範囲内で必要と認める時間。

（参考）

阿南市職員の勤務時間、休暇等に関する規則

阿南市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則